

死亡診断書と死亡届の違い

無料チェックリスト・nachklang.app/jp/guide/shibou-todoke/

二つの書類を区別する

- ☐ 死亡診断書（左半分）
医師が死亡の事実と原因を証明。事件性がある場合は死体検案書。
- ☐ 死亡届（右半分）
ご遺族が市区町村役場に死亡を届け出るための書類。

提出

- ☐ 7日以内に提出（戸籍法第86条）
本籍地・死亡地・届出人の住所地いずれかの市区町村役場へ。国外死亡は3か月以内。
- ☐ 火葬許可証を受け取る
死亡届と同時に交付。火葬後は埋葬許可証として機能するため大切に保管。

コピーの準備

- ☐ 提出前にコピーを取る
原本は役所提出後、返却されません。
生命保険会社など複数機関への提出に備え、写しを多めに用意しましょう。

相続手続きとの違い

- ☐ 簡単な契約解約: 死亡診断書の写しでOK
携帯電話、インターネット、サブスクリプションなど。
- ☐ 銀行・不動産: 戸籍謄本一式が必要
被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本一式、または法定相続情報一覧図の写し。

宛先ごとに必要な書類を明記した解約通知書——Nachklangアプリで。

nachklang.app/jp

データは常にお使いの端末に残ります・日本での提供を準備中

